

割引制度の一覧表

平成30年4月1日現在

対象者		適用方法	適用する法律等
身体障害者手帳の交付を受けているもの	本人	身体障害者手帳を提示した場合	身体障害者福祉法第15条4の規定による身体障害者手帳
	介護人	上記手帳が第1種で、介護のため乗車する場合	
知的障害者療育手帳の交付を受けているもの	本人	知的障害者療育手帳を手帳を提示した場合	療育手帳制度要綱に規定する知的障害者療育手帳
	介護人	上記手帳がA判定で、介護のため乗車する場合	
精神障害者保険福祉手帳の交付を受けているもの	本人	精神障害者福祉手帳を提示した場合(有効期限内に限る)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45号2の規定による精神障害者保健福祉手帳
	介護人	上記手帳を提示し、介護のため乗車する場合	

- 運賃割引額は、普通運賃5割引、定期運賃(大人)3割引です。
- 精神障害者福祉手帳は、定期観光バス、都市間バスは割引適用外です。